

平成25年 第1回臨時会

1 議事日程

2月8日（金曜日）午前10時開議

第1号

日程番号	議件番号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		(諸般の報告)
3	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
4	議案第1号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
5	議案第2号	平成24年度土幌町一般会計補正予算
6	議案第3号	平成24年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算

2出席議員（12名）

1番 秋間 紘一	8番 清水 秀雄
2番 飯島 勝	9番 中村 貢
3番 森本 真隆	10番 和田 鶴三
5番 細井 文次	11番 大西 米明
6番 出村 寛	12番 加藤 宏一
7番 服部 悦朗	13番 加納 三司

3欠席議員（0名）

4地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄
代表監査委員	佐藤 宣光

5町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
会計管理者	太田 靖久	保健福祉課長	大森 三宜子
総務企画課長	後藤 忠義	病院事務長	渡辺 博文
町民課長	伊賀 淑美	特老施設長	波多野 義弘
車両センター長	佐藤 英明	子ども課長	寺田 和也
産業振興課担当主査	増田 達也	消防署長	星屋 尚司

6教育委員長の委任を受けて出席した者

教育委員会参事	笠谷 直樹	教育課長	植田 廣幸
給食センター所長	鈴木 典人	高校事務長	金森 秀文

## 7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 道端 雄伸

## 8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 柳谷 善弘 総務係長 仲山 美津子

## 9 議事録

### 会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	加納議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回士幌町議会臨時会を開会いたします。 これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。 <b>日程第1、会議録署名議員の指名</b> を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、服部悦朗議員及び8番、清水秀雄議員を指名いたします。
2	加納議長	<b>日程第2、会期の決定</b> を議題といたします。 お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。 これから諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告によりご了承願います。 各議員から報告事項があれば報告願います。 7番、服部悦朗議員。
	服部議員	平成24年12月21日に開催されました平成24年第2回北十勝消防事務組合定例会の結果について報告申し上げます。 会期の決定につづきまして、報告第1号、第2号の専決処分の報告につき承認を求めることについては、それぞれ報告のとおり承認可決されました。 つづきまして、議案第1号の平成24年度北十勝消防事務組合一般会計補正予算第3号については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,640万3,000円を減額し、総額をそれぞれ14億2,355万9,000円とするもので原案のとおり可決されました。 議案第2号の平成25年度北十勝消防事務組合共通経費分担率の決定について、それぞれ原案のとおり可決されました。 つづきまして、認定第1号の平成23年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定されました。

加納議長 清水議員	<p>詳細につきましては、お手元に配布の資料のとおりでありますので、後ほどお目通しをしていただきたいと存じます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>ほかにございませんか。8番、清水秀雄議員。</p> <p>12月20日に開催されました平成24年第2回北十勝2町環境衛生処理組合議会定例会の結果についてご報告申し上げます。</p> <p>はじめに行政報告として、ごみ処理状況、破碎機等の作業状況及び最終処分場測定結果について報告がありました。</p> <p>認定第1号は、平成23年度北十勝2町環境衛生処理組合会計歳入歳出決算の認定について提案があり、報告のとおり認定されました。</p> <p>議案第3号は、「北十勝2町環境衛生処理組合廃棄物の適正処理に関する条例」の制定について提案があり、原案のとおり可決されました。</p>
加納議長	<p>なお、詳細につきましては、お手元に配付の資料のとおりでありますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>ほかにございませんか。なければ、これで諸般の報告を終わります。</p> <p><b>日程第3、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」</b>を議題といたします。</p>
後藤総務 企画課長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、後藤より説明申し上げます。</p> <p>平成24年度 士幌町一般会計補正予算[第7号]について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成25年1月15日付けをもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。</p> <p>今回の補正予算は、除雪費ほか急を要する経費の計上でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,521万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億1,160万9,000円に改めたものでございます。</p> <p>それでは歳出からご説明致しますので、5ページをお開き願います。</p> <p>8款2項2目 道路橋梁維持費は、除雪にかかる経費としまして、11節では除雪機械の燃料費と修繕料、13節では歩道等除雪業務委託料、14節では重機借り上げ料を合わせまして3,405万円を追加しております。</p> <p>次に10款3項2目 教育振興費では、19節でスケート、スキー競技の全国大会出場に伴い参加助成金を82万3,000円追加しております。</p> <p>22節では、スポーツ振興センター災害共済補償金を33万7,000円追加するもので、特定財源としまして、同災害共済給付金を全額の33万7,000円を充当しております。</p> <p>次に、歳入について説明致します。4ページをご覧ください。</p>

	<p>特定財源以外としまして18款1項1目繰越金の前年度繰越金に3,487万3,000円を計上しまして、収支のバランスを取っております。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり承認頂きますよう、お願い申し上げます。</p>
加納議長	<p>説明が終わりしましたので、これより質疑を許します。</p> <p>(なし)</p>
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより承認第1号の採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。</p>
4	<p><b>日程第4、議案第1号「損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について」</b>を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
柴田副町長	<p>それでは、議案第1号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について説明させていただきます。この議案につきましては、損害賠償の額の決定及び和解につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を得ようとするものであります。内容につきましては、平成24年7月9日公務遂行中に発生しました医療過誤について和解が成立したため、次のとおり損害賠償の額を決定するものであります。和解の相手方につきましては、記載のとおりであります。和解の要旨であります。町は和解の相手方に損害賠償金80万6,700円を支払う者とする。和解の相手方は、町に対して本件に関し今後一切の請求、異議申立てをしないという内容であります。この医療過誤の概要につきましては、発生年月日が平成24年7月9日。場所につきましては、土幌町国民健康保険病院であります。過誤の内容につきましては、和解の相手方が検査入院中に大腸内視鏡検査を施行中、誤って結腸を破ってしまったことによるものであります。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
加納議長	<p>説明が終わりしましたので、これより質疑を行います。11番、大西議員。</p>
大西議員	<p>損害賠償額80万6,700円の内訳。医療費または精神的慰謝料とか、そういう内訳があれば教えてください。</p>
加納議長	<p>副町長。</p>
柴田副町長	<p>医療費につきましては、帯広厚生病院と土幌町、うちの病院でありますけども厚生病院が31万1,860円、うちの病院が19万4,840円。見舞金が30万円であります。</p>
加納議長	<p>よろしいですか。11番、大西議員。</p>

大西議員 先日もマスコミで報道されましたが、こういう事故が起きるとどうしても土幌町の町立病院の評判が下がっていく、それでなくても今は非常にいい評判が出ていないところに、ある程度の人には知っていたんだろうけど、このマスコミ報道によって、新聞を読んでいる人、だいたいの人は、やっぱり土幌の病院にかかれないなというような話が我々にも聞こえてくるのですが、そのやった本人、医師もしくは院長から町に対しての謝罪はあったんですか。

加納議長 副町長。

柴田副町長 病院側から院長からそういう報告があったところであります。今のところは報告です。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 聞くところによると、院長がこれを正当化しようとしてるかどうか知りませんが、ある議員に対して、1万回に一回あるものなんだというような話をしているみたいですけども、これ、1万回に一回あるから仕方ないんだとみたいな話を病院側からされたら、この事故に遭った人はどうすればいいの。そんな言い訳をされても困るでしょう。これは、やった方から言われる話ではなく、こちら側から、いや、まあと言うならわかるけれども、やった方から1万回に一回あるからこれは仕方ないんだみたいな話をされてしまうと、それはいかなものかと思うのだけど、町長そのへんはどう思いますか。

加納議長 町長。

小林町長 わたしの方に院長からのそういう事故のことについて報告があったのでありますけど、私も院長にそういうことであり得る、全くあり得ないことじゃないって報告があったんですけど、ただやっぱりわたしは院長に対してこれが仕方ないんじゃないかと、病院としてこの内容にしっかり検証することが必要ではないかということは院長に申し上げたところであります。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 町長がそういう話をしたにも関わらず議員を呼んで話をしたり、電話してそういう話をしてるってことが、いかなものだ。町長がそういうのを止めているのに、こうするべきではないかと言っているにも関わらず、それを正当化しようとしている。それは、町長としてきちり、やっぱり病院側に言わないと。その話が結構我々の耳に入ってくるのですから。そんなやった人が、1万回に一回だから仕方ないみたいな話されたら、やられた人どうするの。だからそのへんは、一切そういうことは言うなって、町長から是非再度言ってもらわないと困ると思うんですけど。よろしくお願いします。

加納議長 よろしいですね。ほかにございませんか。8番、清水議員。

清水議員 さきほど町長もおっしゃってましたけど、医療過誤については、あり得ないということはないと思う。ただ、そういう事態が起こったと

	きに起こした医師が家族に対してどのようにフォローされたかということが、ひとつ問題になっていると思うんですが、その点についてはどのような経過、措置がされましたか。
加納議長	病院事務長。
渡辺病院事務長	事故が起こった際に、とりあえず、すぐ緊急手術が必要なことから救急車に医師が同乗して厚生病院に送っております。 (何事か言う者あり)
渡辺病院事務長	謝罪は説明とともにしております。院長とともに。
加納議長	院長とともに謝罪したということなんですけど。8番、清水議員。
清水議員	家庭に訪問して、家族の皆さんにきちっと謝罪して、そういう点での家族のみなさんの了解といいますか、そういうことは得たのですか。
加納議長	病院事務長。
渡辺病院事務長	たまたまですが、こちらから行く前にご家族が病院に見えまして、そのときに院長と当事者の先生と一緒に、事情とそれから謝罪と、それから今後十分更に注意するというをお話して理解を得ています。
加納議長	よろしいですか。ほかにございませんか。 (なし)
加納議長	質疑がなければ、これで質疑を終結し、討論を行います。 (なし)
加納議長	討論なしと認め、これより議案第1号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異議なし)
加納議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
5	<b>日程第5、議案第2号「平成24年度士幌町一般会計補正予算」</b> を議題といたします。
後藤総務企画課長	朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。 総務企画課長 後藤よりご説明申し上げます。 議案第2号 平成24年度士幌町一般会計補正予算[第8号]ですが歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ684万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億1,845万7,000円に改めようとするものでございます。 歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費は、臨時福祉灯油購入助成事業扶助費として407万9,000円追加するもので、特定財源としまして地域づくり総合交付金50万円を充当しております。 2項1目児童福祉総務費では、こども園におきまして、ストーブ2台の購入費を追加するものでございます。

次に、7款1項2目観光振興費では、プラザ緑風において、各種修繕料及び入浴用リフト設置工事費を追加するものでございます。

続きまして6ページ、10款2項1目学校管理費では、小学校施設の設備改修工事費及び誘導灯バッテリーなど備品購入費を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。特定財源以外の一般財源としまして18款1項1目繰越金に、前年度繰越金634万8,000円を計上しまして収支のバランスをとったところでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定頂きますようお願い申し上げます。

加納議長  
柴田  
副町長

ここで追加説明があります。副町長。

ただいま、総務企画課長から補正の内容について説明申し上げましたが、この中の臨時福祉灯油購入に関わる件でございますけれども、それぞれお手元に配付しております実施要項がございます。助成対象の世帯及び助成の方法でございますけれども、まず対象につきましては、市町村民税非課税世帯及び被生活保護世帯を対象としております。一部除く部分がございますけれども、基本的にはそういうことでございます。助成につきましては、1世帯あたり100リットルということで、20リットルの灯油券を5枚それぞれ配付するという内容でございます。

以上です。

加納議長  
清水議員

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。8番、清水議員。

ただいま福祉灯油についての説明いただきました。福祉灯油の対象世帯数と、(1)から(6)までのそれぞれの世帯数がわかりましたら教えてください。

加納議長  
大森保健  
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長からお答えさせていただきます。

65歳以上の高齢者のみの世帯は349世帯、身障手帳1,2級の方が49世帯、療育手帳Aの世帯が1世帯、精神保健福祉手帳の方が8世帯、要介護4,5の方が9世帯、児童扶養手当の世帯の方が21世帯、被生活保護世帯の方が35世帯、のべ472世帯で実396世帯でございます。

以上です。

加納議長  
大西議員

よろしいですか。ほかに。11番、大西議員。

士幌町でこれ2回目ですよ。前にもやっているんだけど。この目的については、灯油の価格の高騰、記録的寒さによる消費の増加に伴うということであるのですが、これ2月1日から基準だからこれはいろいろな条件のやつだと思うけど、3月31日までとするということではなかなか高齢者世帯って今これからやっても、たぶん100リット

ル使わない人も出てくるんだろうなと思うんです。せっかく町がやっても。というのは時間がなさ過ぎるのですよ。とすれば、どうしたらいいかと言えば、やはりこういうのを条例までしなくてもいいけれども、灯油の価格がなんぼになったとか、寒さってのはこれはそのときそのときの人間の感じることだから、それは中にいれなくてもいいけれども、灯油の価格がここまで高騰したときには福祉灯油を出しますよというな何かを規則か何かで決めておいて、その都度、金額については専決でもいいんだと思うんです。そうしないとどうしてもこれ、臨時議会が遅くなると、後手後手になると3月31日まで使い切らない世帯がでたら困るんでないかなと思うんですけど。そういう規則かなにかで決めて、それに達したら出すというようにできないですか。

加納議長 町長。

小林町長 実は、昨年末にも内部検討としていて、100円を超えたら実施する方向で検討しようと、年末まで100円行かなくて、1月になって急に上がったということがあって、実施することとしたんですが、それと合わせて今年が平年ここ10年くらい5度くらいはやっぱり寒いということもあって、今回実施することとしたのでありますけど、今大西議員が言ったように、いかに寒い時期に早く出してやるかということなんでありますけど、今年度もできる限り議決後速やかに出せるような努力はするということと、来年以降、基準を作るということについては、そういう方向で検討させていただきたいと思います。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 時間が少ないので、町はなんでも申請方式ですから、これ400数十件の人がみんな申請しないとかなかなかもらえないということで、申請を忘れると。これを見ると世帯も結構お年寄りの方もいるし、身障者もいると。こういう制度がありますよって言っても、なかなか理解のできない人もいると思うのです。ですから、せっかくの福祉灯油ですから、福祉って名がつく以上は全員が申請できるようなシステムか、もしくは申請しなくても世帯数これだけわかっているんですから、そこに町側からきちっと持って行くとか、まあ持って行くが大変といえはそうかもしれないけど、そのくらいのことをすることがやっぱり福祉灯油という名前を付けた以上はやるべきではないのかなと思うのですが、申請しないとダメという書き方ですよ、これ。なんかそのへんを、対象家庭に全部に当たるように1人でももらわなかったよということがないようにシステムを考えて欲しいなと思うんですけど、どうです。

加納議長 保健福祉課長。

大森保健福祉課長 この福祉灯油の方法なんですけれども、想定される世帯に即個別通知をいたします。それで役場と中土幌分遣所、総合福祉センターの3か所で申請受付をするように考えております。



役場だよりには2月の中旬に載せる予定でございます。なお、総合福祉センターで受付した場合においては、確認してその場で、即出せるかなというふうには思いますが、あと中士幌と役場に関しては受付しましたら即非課税世帯か調べて、即文書でみなさんに灯油リッター券を送るといふ、なるべく早い行動をとりたいというふうには考えております。

以上でございます。

加納議長  
大西議員

11番、大西議員。

わたしは中士幌だから、中士幌は調べるのに時間がかかるから、ということになると、町みたいにね申請すぐ2月15日来いったって来ないのだから遅れてくると、1か月しかないと100リッター使い切れないこともあるんだろうなと思うんだけど、それはそれでまあ、それまでタンクに入れていなければいいのだから、いいのだけれども。みんな来てもらわなかったらっていったら、この中に結構世帯が申請にこれない人が結構いるだろうっておれは言ってるんです。だから、それを来れないから来る人しか出せないって、だから名前が福祉灯油っていうくらいだから、その申請に来なかったらダメだよではなくその家庭に、あんたらこれね、戸数をわかっているっていうことは、この家庭はちゃんと出せる家庭ってわかってるから戸数が出ているんだから、そういうところにみんな持って配ったって、これ、たかだか士幌町だと思うんだけどね。そのくらいの温情があつて福祉灯油の名前が生きるんだと思うんだけどね。普通のなんか金を配るから、あの申請書出せとはちょっと違うと思うんだけどね。どうです、それ。

加納議長  
小林町長

町長。

さきほど課長が説明しましたけれども、わたしども大西議員と同じようなことで、なるべく早く電話等のやりとりをしながら完全に把握をしながらということ。ただ公式でいけば申請をいただいて、うちは町民の方から税務調査をするという同意を得てってことが正式なことですが、手続きはしなくてはならないのですが、実態には私ども内部で対象世帯をだいたい把握できるわけですからよくきめ細かく連絡をして、対象者に漏れのないように徹底をして参りたいということと、それと言われたようにできる限り寒いときに早くだしてやるってそういう努力をしていくのありますけど、ただ前回はそうなんですけど、中にわたしは対象なんだけどもらわなくてもいいって方もいるので、それはそういう形で減る可能性はあるということをご理解いただきたいと思っております。

加納議長

ほかにございませつか。

(な し)

加納議長

なければ質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

	<p>加納議長 討論なしと認め、これより議案第2号を採決いたします。  本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。  (異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。  よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
6	<p>加納議長 <b>日程第6、議案第3号「平成24年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算」</b>を議題といたします。</p>
渡辺病院事務長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。病院事務長。  平成24年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算[第2号]について国保病院事務長 渡辺より説明申し上げます。</p>
	<p>今回の補正につきましては、先ほど議決頂きました医療過誤示談に係る損害賠償金の支払いを、加入する損害賠償保険料収入で支出するため補正を行うものです。</p>
	<p>1ページをご覧ください。第2条の収益的収入及び支出の予定額につきまして、収入 第1款、病院事業収益9億3,647万7,000円を9億3,728万4,000円に、第2項 医業外収益2億8,384万8,000円を2億8,465万5,000円に改めるものです。</p>
	<p>次に、支出。第1款、病院事業費用9億7,425万9,000円を9億7,506万6,000円に、第1項 医業費用9億5,282万5,000円を9億5,363万2,000円に改めるものです。</p>
	<p>それでは、支出からご説明いたしますので3ページをお開きください。1款1項3目経費を80万7,000円追加し、1億5,395万円とするものであります。</p>
	<p>次に、これにかかる収入ですが、1款2項4目、その他医業外収益として80万7,000円を追加し、408万5,000円とするものであります。</p>
	<p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り可決決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  (なし)</p>
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。  (なし)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第3号を採決いたします。  本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。  (異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。  よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>以上で本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。これをもって平成25年第1回士幌町議会臨時会を閉会いたします。</p>
	<p>(午前10時32分)</p>

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員